

武蔵野市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

武蔵野市教育委員会事務専決規程（昭和32年10月武蔵野市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>第5条 課長は、次の事項を専決するものとする。</p> <p>課長共通専決事項</p> <p>(1)から(2)まで (略)</p> <p>(23) 1件の予定価格が500万円以下の工事の施行の決定に関する事。ただし、1件の予定価格が<u>30万円</u>以下の契約については、工事の施行を決定する課長において行うことができる。</p> <p>(24) 1件の予定価格が<u>30万円</u>以下の工事にかかる工事設計書の承認、工事検査立会人の選定、工事請負の随意契約の相手方の決定、工事の延長の決定、工事現場監督員の決定及び契約に係る検査に関する事。ただし、工事検査立会人の選定及び工事現場監督員の決定は、工事の施行を決定する課長に限る。</p> <p>(25) (略)</p> <p>(26) 1件の予定価格が<u>20万円</u>以下の物品（備品を除く。）の購入及び修繕、<u>5</u></p>	<p>第5条 課長は、次の事項を専決するものとする。</p> <p>課長共通専決事項</p> <p>(1)から(2)まで (略)</p> <p>(23) 1件の予定価格が500万円以下の工事の施行の決定に関する事。ただし、1件の予定価格が<u>50万円</u>以下の契約については、工事の施行を決定する課長において行うことができる。</p> <p>(24) 1件の予定価格が<u>50万円</u>以下の工事にかかる工事設計書の承認、工事検査立会人の選定、工事請負の随意契約の相手方の決定、工事の延長の決定、工事現場監督員の決定及び契約に係る検査に関する事。ただし、工事検査立会人の選定及び工事現場監督員の決定は、工事の施行を決定する課長に限る。</p> <p>(25) (略)</p> <p>(26) 1件の予定価格が<u>40万円</u>以下の物品（備品を除く。）の購入及び修繕、<u>10</u></p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

